

平成 28 年 決算審査特別委員会(建設文教分科会)

- 1 開催期日 平成 28 年 10 月 20 日(木) 午前 10 時 00 分から午後 2 時 18 分
- 2 開催場所 本庁舎 3 階本会議場
- 3 出席委員 大迫委員長、山本副委員長、島崎委員、稲田委員、尾崎委員、鶴谷委員
- 4 欠席委員
- 5 委員外議員 佐藤議長
- 6 傍聴委員 國枝決算審査特別委員会委員長、橋本委員、板垣委員、木村委員、坂本委員、田辺委員、永井委員、藤田委員、滝委員
- 7 市側出席者

【建設部】

建設部長	駒形 智	庶務課長	平川 一省
都市整備課長	中垣 和彦	建築課長	中島 秀男
土木事務所長	新田 邦広	用地補償・地籍担当主査	谷畑 雅人
渉外・治水担当主査	菊地 徳久	道路・河川担当主査	北口 馨
道路・河川担当主査	大西 康文	公園・区画担当主査	柄澤 佳宏
公園・区画担当主査	佐々木克彦	緑化推進担当主査	小松 輝久
建築工事担当主査	嘉屋 康夫	建築工事担当主査	牛島 裕幸
建築指導担当主査	松崎 隆志	住宅管理担当主査	林 正明
河川・橋梁担当主査	山下 知芳	道路担当主査	松本 直樹
除雪担当主査	相花 悟	管理担当主査	吉川 進

【経済部】

経済部長	藤木 幹久	産業振興室長	佐々木 伸
農政課長	砂金 和英	観光振興課長	山田 基
農業振興担当主査	山田 孝博	農林地保全・農産担当主査	山本 浩幸
観光振興担当主査	青木 潤	工業振興・雇用・労働担当主査	笹原 拓己
商業・消費担当主査	宮本 大介	産業振興室商工業振興課主任	福嶋 祥子

【水道部】

水道部長	藤嶋 亮典	業務課長	遠藤 智
水道施設課長	橋本 洋二	下水道課長	藤縄 憲通
下水処理センター長	藤本 正志	庶務担当主査	佐々木保彰
料金担当主査	松岡 則行	管理担当主査	橋本 義公
給水担当主査	吉岡 亮	工事担当主査	野尻 敬
事務担当主査	木村 公也	管理担当主査	藤本 悟
処理施設担当主査	人見 桂史	複合処理担当主査	横尾 昌幸
複合処理担当主査	鎌田 憲昭	施設担当主査	森田 寿雄

【教育部】

教育部長	水口 真	教育部次長	櫻井 芳信
教育部次長	鹿野 秀一	学校教育課長	櫻井 洋史
社会教育課長	吉田 智樹	文化課長	丸毛 直樹
エコミュージアムセンター長	小島 晶	学校給食センター長	富田 英禎
庶務担当主査	花田 秀樹	施設担当主査	高橋 猛博
学校教育・小中一貫担当主査	河合 一	教育支援担当主査	福田 康生
青少年担当主査	笹森 和宏	社会教育担当主査	若澤 路子
体育担当主査	斉藤 洋平	文化振興・管理担当主査	山崎 博夫
読書推進・管理担当主査	蛭名 優子	エコミュージアム担当主査	畠 誠

8 事務局

議会事務局次長	千葉 めぐみ	書記	阿部 千明
書記	金田 周	書記	永澤 るみ子

9 傍聴者 なし

議事の経過

大迫委員長

おはようございます。

ただいまから決算審査特別委員会建設文教分科会を開会いたします。

本分科会の日程はすでに各委員に配付の審査方法等協議資料のとおりであります。

各委員のご協力をいただき日程どおり審査を進めたいと思いますのでよろしくお願いたします。

次に質疑の回数についてであります。回数に制限はございませんが、一括して簡潔に質疑されますようお願いいたします。また、答弁者におかれましても、簡潔に答弁されるようお願いいたします。

なお、傍聴の取り扱いについては、申し合わせにより許可したいと思います。

それでは、議案第17号平成27年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

初めに、一般会計のうち農林水産業費の質疑を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。山本委員。

山本委員

まず、農業の実態についてお聞きします。1つ目は農業の実態ということで、平成27年度末における農家戸数は26年度との比較でどのような増減があったのかということ。

それから、27年度における新規就農の数と取得農地面積、目標値などがあれば、それとの関係で、どのような達成度になっているのかということ。

3つ目は、農地面積ですけれども、27年度末における市内の農地面積。また、その中で遊休農地、耕作放棄農地面積の状況は前年度から比較してどうなっているのか。

4つ目は、遊休農地対策として具体的にどのような対策を行って、増減との関係なんですけれども、減っているのかどうかというあたりですね。

それから、違反転用農地というのがあると聞いているんですけれども、違反転用農地面積というのは、どれぐらい今現状としてあるのかということと、そういう違反転用農地というのは、具体的に、放置された場合、法的な罰則だとか強制力が、現状としてあるのか、そういうのをを使って対応されているのかということところです。

6つ目として、個別事業につきましては、道央農業振興公社、決算書では167ページで、施策の報告では42ページになりますけれども、決算額227万4千円ということなんですけれども、この道央農業振興公社が負担金出しているんですけれども、どのような事業をしているのかということと、227万4千円の根拠を簡単に教えていただきたいと思います。

それから、事業の実施の中で、執行率が比較的思わしくないと思われる事業がいくつかあるんですけれども、1つは決算書の167ページ、施策報告書の42ページの農地改良事業。予算額が300万に対して、決算額は141万8千円ということで半分以下になっております。それから、経営体育成支援事業、決算書は167ページで、報告書は43ページ。予算額が1,570万8千円に対して、754万でこれも半分程度ですね。それから、環境保全型農業、直接支援対策事業ということで、これも決算書169ページで、施策報告では43ページであるんですけれども、これも予算額が243万5千円に対して、88万6千円の結果になっているということで、この事業の執行率が悪いという理由についてお示しいただきたいと思います。

それから8点目は、農業後継者の育成事業なんですけれども、これは決算書の167ページ、施策報告で42ページになっていますけれども、当初では予算では全額基金の積み立て利

子で行うという形になっていたと思うんですけれども、結果的には基金の利子からは 8 千円しか使ってなくて、残りは全部一般財源で支出しているという状況にあるんですけれども、この理由を教えてくださいと思います。

それから 8 点目は、市民の野菜作りの促進事業は 2 つあるわけですが、1 つは野菜作り講座事業。決算書では 167 ページで、施策報告では 42 ページにありますけれども、市民に野菜作りを教える講座を実施するということですが、これについては今後廃止するという事業評価になっておりますけれども、もう 1 つ、市民の野菜作りに関しては菜園パーク事業というのがありまして、家庭菜園を作っていくという事業ですが、決算書で 167 ページで、施策報告で 43 ページにありますけれども、これも実際には 1 つしか作られていないということで執行率もあんまり良くないですが、こうした市民の野菜作り促進の政策的な位置付けについてどう考えられているのかということで、こういう野菜作り講座の事業を廃止して、今後そういうものをどういうふうに対応をしていくのかをお聞かせいただければと思います。

それから 10 番目は、食農教育。決算書では 167 ページ、施策報告では 42 ページということで、小学生を中心に食と農の体験を行う事業ですが、これにつきましては、過去ずっと調べていきましたら、大曲小学校の 5 年生がずっと実施されているんですけれども、もちろん大曲小学校の 5 年生、大曲小学校が非常に意欲的だということが分かるんですけれども、ずっと大曲小学校の 5 年生だけというのは、食農教育というのを全市的に広めていくという点で、どうなのかなというあたりで、そこら辺の評価についてお聞かせ願いたいと思います。以上です。

大迫委員長

山田農業振興担当主査。

山田農業振興担当主査

おはようございます。まず、不用額の部分のお答えをさせていただきます。農地改良事業なんですけれども、こちらにつきましては、農地復元という、耕作放棄地に対する復元事業が中にあるんですが、そちらの利用が無かったために、暗渠と明渠の整備事業のほうは例年とおりに行われているんですけれども、利用が無かったために、予算の執行が少なかったというところがございます。

経営体育成支援事業につきましては、例年、国から要望調査がありまして、申請の中から採択ポイントに基づいて、補助金の執行ができるというものになるんですけれども、27 年度につきましては、当初の想定よりも農家様から出てくる要望が少なかったことと、施設整備の部分につきましても、金額的に少なかったというところもあります。

環境保全型農業なんですけれども、こちら実績に基づいて支払うというところで、環境にやさしい農業ということで有機農業ですとか、カバークロープというような作付方法

をされている方に対しての補助金になるんですけれども、こちらも想定面積にいてないというところで申請が少なかったというところがございます。以上です。

大迫委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

質問のお答えが前後するかも分かりませんが、お許しをいただきたいと思います。まず、食農教室の関係ですが、大曲小学校に対し支援をしているということで、ご質問がありました。他の学校も取り組みをしまして、私どものところで大曲小学校に対して農地の賃借料ですとか、そういったものに関して支援をしている部分で出ていますが、他の学校でも西部小学校見本田を使い、赤毛米を栽培したり、東部小学校は学校の校庭の中に田んぼを設け稲作体験をしています。それから、他の学校でも、学校の授業の中で小学校4年生が稲作の関係の授業を行ったり、学校給食の中でも食育の一コマを設け、学習するというのをやっていますので、市全体として取り組んでいるという状況になっています。その部分でご相談がございまして、農地を借りるというのがありましたので、その部分の支出をしているという状況になっていますが、市全体で取り組んでいる状況となっていると考えています。

それから、違反転用は罰則があるのかということですが、農地法の中に罰金があります。農地法の違反の指導ですが、違反転用の面積は、およその数字ですが、6.8ヘクタールほどあります。これは平成元年頃だと思いますけれども、北の里地区に違反転用事案がありまして、これが現在まで解消されていないという形で残っているものが、ほぼ全体を占めていると考えていまして、北海道知事が違反転用に関する指導等を行う部分がありますので、勧告書を発して、違反転用を是正するようというのを指導しています。農業委員会においても、この部分で引き続き、口頭で指導するというのを続けているというような状況になっています。

それから、道央農業振興公社の負担金事業ですが、道央農業振興公社は平成17年4月に設営されて、道央農業協同組合の管内におきまして高齢者がどんどん増えて、担い手を確保しなければいけないということに結びつくんですけども、それに伴って、若手に、担い手農家に農地を集積しなければいけないということがありますので、どう取り組んだらいいのかということで、4市それから、千歳にございました、現在ないんですけども、開拓農協、江別市の野幌農協、それらが合併をして道央農業協同組合となり、そこでそれぞれ負担金を出し合い、後継者の対策、それから農業の技術の開発とか研究、そういったものに取り組んでいく、農業後継者を育成するというような取り組みをしているところがございます。現在、負担金の在り方ですが、かかる経費については、農協が大部分を負担をしているわけですが、負担率を定め、これは4市の農地の面積、農業者数そういったところで

負担金の額を決めてやっています。成果としてはこの公社の研修生の中から新規就農者が、平成 24 年に 1 名、平成 26 年に 2 名、平成 28 年に 2 名ということで入っています。そういった部分で、独自で新規就農者を育成するというのは非常に経費もかかり、専門の職員、農地なども用意しなくてはいけないこともあり、そこは効果が高いものだと考えています。それから、農地の集積についても、道央地域の管内全体の農地の集積ということで、それぞれ農家さんと農地の出し手の方との結びつきを、公社の職員が間に入って取りまとめしていますので、この辺については農地の集積ということでも効果があがっているというふうに判断しているところです。

26 年の新規就農の部分ですが、26 年は今申し上げたように、2 名の方が就農しています。農地の面積は、おおよそですが、それぞれ 2 ヘクタール程度で、おおよそ 4 ヘクタールの新規就農の面積となっています。

それから、遊休農地の関係ですが、平成 27 年度の段階の調査でおよそ 70 ヘクタールの耕作放棄地があり、26 年度はおよそ 60 ヘクタールということを確認をしています。耕作放棄地の解消の対策ですが、農業委員会との会合等を通じて、農家さん同士で農地を利用していただきたいという調整を図っていますし、道央農業振興公社を通じて、耕作放棄地を活用していただくようなことも働きかけをしていますが、なかなか結びついていないという実態もあります。その中で農地として利用できるかどうかということに関して、平成 28 年度に調査を実施してきていますが、その中の判定として、農地中間管理機構も利用していこうと考えて、平成 27 年度末で耕作放棄地がおよそ 70 ヘクタールでしたが、これが実際農地として、いわゆる担い手のみなさんに使っていただける農地なのかという判定もしていきたいということで取り組んでいます。まだ結果は出ておりませんが、農地として使えるのはそのうちのおおよそ 4 割程度が農家さんに使っていただけるところで、残り 6 割程度については、例えば水はけが悪いですとか、面積は狭い、それから担い手となる農家さんの近傍にないということで農地としての利用は非常に難しいのではないかとこのように考えているところです。今申し上げたように、農地中間管理機構の利用というところは、これらの近傍の農家さんに使っていただけないような農地があった場合に、農地中間管理機構、北海道の農業公社が担っているわけでありませけれども、そこに北広島だけではなくて、農地中間管理機構として、仲介に入ってもらえないかということで、照会を出すわけです。そこに照会をかけて、最終的に、農地中間管理機構としても仲介ができないような土地だという判断になった場合は、農地としての利用は非常に難しいというようなことがでてくるのかなと考えています。これまでの議会でも説明はさせていただいていますが、一般的な農家さんの利用だけでなく、遊休農地の対策として景観を配慮しながら、市民農園としての活用とか、グリーンツーリズムの施設をそこで使えないかということも念頭に考えています。そういった相談がある場合は、情報提供をするということも考えているところです。

それから、農業後継者の育成基金、決算では今年 8 千円程度しか使ってないということ

ですが、これは財政的な部分もあり、市の全体で総合的に判断した結果、基金取り崩しをしないで、8千円程度の活用をしたということになっています。

次に、野菜作り講座の関係ですが、政策評価をご覧いただいたと思うんですが、廃止の方向ということです。これは、取り組みは十数年やってきたわけでありましてけれども、参加人数が減少しているということもあり、この原因については、市民農園が普及をしているということ、各家庭菜園に非常に取り組む方が多くなっているということもあり、役割的にはほぼ終えてきたのかなと考えています。市民農園は、市が認定したところで、市内におよそ647区画程度ありますので、市外の方の利用もあろうかと思いますが、各ご家庭で取り組んでいる方もおまして、そういった市民講座を行う部分では、農業の知識も色々みなさん交流を深める中で、ついてきているんだということで、講座の利用数も毎年十数名ということでそういうことを考えた結果、役割を終えてきたのではということで、終了する考えです。そのほか、大きな施設では「くるの杜」で、農業体験等もやっていますし、色々な農業講座もやっていると。それから、各地域に生涯学習の団体がありますが、そこでも何回か、農業講座というものをやっていますので、機会は十分確保されているのかなということも考えているところです。

先ほども申し上げました、新規就農の部分の件数ですが、26年に2件ということで面積は4ヘクタール少しと申し上げましたが、1名が2.4ヘクタール、1名が3.6ヘクタールで、おおよそ6ヘクタールですので、訂正をさせていただきます。

それと農家戸数ですが、5年ごとに農林業センサスで捉えており、毎年明確に数字を捉えているわけではありませんが、センサスの数字で申し上げますと、経営耕地面積が1343ha、農家戸数は販売農家と自給的農家を合わせて、販売農家が122戸、自給的農家が55戸ですので、177戸と捉えているところです。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

1つは新規就農なんですけれども、農家の戸数がなかなか増えないということで、新規就農をやっているんですけども、2件ということであるんですけども、実際その2件という数が多いのか少ないのかというあたりがあるんですけども。他の市なんか、恵庭とか千歳なんか見ますと、新規就農が結構入っているように思うんですけども、そういう点で北広島で新規就農をもっと増やすための方策とか、何か取り組みのお考えなどあれば教えていただきたい。

それから、2点目は、不用額が多いということで、利用、要望が実際にはなかったということがあったと思うんですけども、予算編成っていいですか、予算執行の時に農業者からいろいろ実施に向けての要望調査とかはされているんでしょうか。されていれば、大ま

かな要望あたりを把握できると思いますし、掘り起こしとかそういうことができると思うんですけども、差がそんなにでるものなのかなというところで、農家に対する要望活動、聴取っていうものはきちんと行っているのかどうかというあたりをお聞きしたいと思います。

それから、食農教育については、実際に教育の分野、食育教育のほうでやられている事業もカウントされているのではなくて、それとはまた別にやられているということで理解していいのでしょうか、

それから、違反転用農地なんですけれども、実際に罰則があって罰金をとっているということなんですけれども、平成元年から平成 28 年ですから、もう 20 年以上もずっと放置されているということなんですけれども、差し支えなければ、具体的にどのようなものに転用されているのかというあたり、実際には知事が勧告するということなんですけども、先ほど聞きましたら口頭でということなんですけども、そこら辺の違反の転用をきちんとさせる対策みたいなものは何か考えられているのでしょうか。以上です。

大迫委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

1 点目、新規就農が多いのか、少ないのかということですが、管内を恵庭、千歳、江別、この道央地域で見えていくと、道央農業振興公社の研修を受けて就農した皆さんが、平成 20 年ぐらいから始まり、6 名、7 名入ってきて、北広島市は 5 名という数字になっています。他と比較して多い少ないというのはなかなか、基準がどこにあるのかというのは非常に難しいと思いますが、他の管内の自治体と比べて農地面積が少ないということもあり、新規就農した時の農地がきちんと確保できるのかと、非常に荒れた農地では、なかなか収益が上がらないというのは非常によろしくない、経営を圧迫すると思いますので、有効な良い農地がそこになれば、なかなか良い農業経営につながらないと思いますので、平成 24 年に 1 件、26 年は 2 件、28 年度は公社の研修生が 2 件とそれから他にさらに 1 件ということで 3 件入っているんですが、農地がなかなか少なく、規模的には 2 件、3 件今のところきているところが、行政の立場で考えますと着地点ということを見出すには適当な数字と考えています。これが 1 年間に何件も来た時に、はたして農地を確保できるかと、いろんな農業の経営はあると思いますが、着地点を見出すのは非常に困難ということも考えますので、いまのところこの程度がいいところと考えています。しかしながら農業者の高齢化ということもありますので、現在の農業経営者の平均的な年齢は 64 歳程度だと思しますので、今後 10 年先を考えると、その先を考えた就農ということ、きちんと計画を立てて行政としても考えていく必要があると認識しているところでいます。

それから、不用額の関係です。人・農地プランとか、補助金を活用するために地域の農

業者が集まって、検討する場があり、補助金を活用したいという要望を聞いています。その中で国の予算とかの細かい要件が、毎年度少しずつ変わっていくんですが、そういったところ実際に補助申請の検討をしていったときに、点数がつけられます。その点数に合致しないと補助金が採用されないということもあります。また、国全体として各地域から補助要望があり全体の補助金額が決まっていますので、点数で振り落とされるという部分があり、最終的にはあたらないということがありますので、要望はとっているんですが、なかなかそのとおりにならないというようなところがあります。いずれにしても、私どももしっかりと情報提供に努めたいと考えています。

それから、食農教育の部分ですが、委員おっしゃるとおり農業部門で予算化していますので、教育委員会の取り組みに関しては入っていません。

違反転用の部分は、実際の処分は、北海道知事の権限でやっているところで、連携して取り組んでいます。これまでの違反転用の具体的な内容は、ゴルフ練習場、いわゆる打ちっぱなしですね、そういった施設。それから、貸し倉庫になっているというような事例です。これについては、北海道が2回ほど勧告書を出していて、私どももそこに同行し、それから違反転用者が来たときに、窓口において口頭で是正するというお話をさせていただいているところです。今のところ、そういったことを継続するという形で取り組みをしていますが、施設ができてしまうと、なかなか撤去していただけないというのは確かに現実そのとおりにかと思っています。

大迫委員長

ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

大迫委員長

以上で農林水産業費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 10時32分

再 開 10時34分

大迫委員長

休憩を解き再開いたします。

次に総務費のうち企画費の地域住民生活等緊急支援費のプレミアム付商品券発行事業、コミュニティビジネス創業支援事業、空き店舗利用促進事業、若年層新規雇用助成金交付事業、企業誘致推進事業及び商工労働費の質疑を行います。

質疑ある方いらっしゃいますか。稲田委員。

稲田委員

おはようございます。私からは、プレミアム付商品券発行事業と空き店舗利用促進事業について伺いたします。プレミアム付商品券は、いつ、何度販売されたでしょうか。1度目に購入数が伸びなかった原因はどこにあると思われるでしょうか。2次販売利用者は、1回目の購入者が多かったのでしょうか。1回目に購入した方は省いていたということになっていたのでしょうか。それとも無作為に応募者に対して全部権利があるという風にしたのでしょうか。それから、販売に関して、市民からクレームとか要望、ご意見がありましたらお聞かせください。

次に、空き店舗利用促進事業について伺います。この事業は何年からどのような目的、経過をもって始まりましたでしょうか。そして、その内容、対象業者についてもお示してください。また、今、お手元に皆さん資料がいつてると思います。平成20年度から平成27年度までの開業件数。これは資料がありますのでよろしいですけれども。それから、定着率。こうして助成されても閉店せざるを得なくなった件数と、それから事業者に対してその分析をされていますでしょうか。また、対策は考えていらっしゃいますでしょうか。それから、補助対象業者、種類ですけれども、「商店街のにぎわいを作り、活性化を図ることを目的とするため、市として酒類を提供し、夜間中心の営業を行う飲食店及び遊技場並びに娯楽業は対象としません」とありますけれども、この辺に関しては、現在どのようにお考えでしょうか。にぎわいとは、昼間だけを限定するのは何故でしょうか。以上です。

大迫委員長

宮本商業・消費担当主査。

宮本商業・消費担当主査

まず、販売に関してですが、まず1次販売ということで、平成27年の6月23日から28日まで6日間行いました。しかし、この間に引換ができなかった方がいらっしゃるということで、7月6日から17日まで、土日を除く平日の延長販売をしたところです。また、2次販売ということで、売れ残りについては、平成27年9月6日から14日まで販売をしています。2回目はこういった形でということですが、広報紙に応募用のハガキのついたチラシを折り込み、応募者全員にその機会を与えていたところです。一度目の購入率が伸びなかった理由として、広報紙、ホームページ等にも周知徹底を図っていましたが、若年層になかなか関心のない方が多かったような傾向が見受けられます。そういった理由で、53%程度の一次販売の販売率になったということです。この時は全世帯にはがきを郵送して、全市民が購入できる機会を与えたという形で行っています。また、二次販売についてのクレーム等ですが「応募したのに当たらないというのはどういったことか」というようなお話も多々ありました。また、その期間内に来られないという方もいらっしゃいましたので、

そういった方には別個対応させていただいた経過がございます。また、2次販売につきましては、ヤマト宅配と提携しまして、代金の引換サービスでも購入できるという形での対応を取らせていただいたところです。以上です。

大迫委員長

佐々木産業振興室長。

佐々木産業振興室長

空き店舗関係についてお答え申し上げます。3点ほどご質問があったかと思いますが、1点目の目的、今までの経過、対象業種というご質問だったかと思いますが、まず、事業の目的ですが、基本的には北広島商工会が行う空き店舗利用促進事業がありまして、それに対する補助事業という形で位置付けています。この事業については、商工会が指定する地域において、空き店舗を利用して開業する事業者に対し、その店舗の賃借料の一部を補助することにより、商業の活性化に寄与することを目的としています。それから、この事業の経過ですが、平成20年度の事業開始から総計で32件が空き店舗を利用して開業しております。現在、17件が開業中ですので、53.1%という定着率になっています。それから、対象とする業種ですが、卸小売業、飲食業、生活関連サービス業に属する事業を、新たに店舗等を設置して営む方、または現店舗等を閉鎖することなく追加で店舗等を設置する方を対象としています。

それから2点目のご質問ですけれども、少しお待ちください、お時間いただけますか。

大迫委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10時43分

再 開 10時44分

大迫委員長

休憩を解き再開いたします。

佐々木産業振興室長

佐々木産業振興室長

2点目の廃業というか、閉店した方への対策、追跡調査みたいな形になってくるかと思うんですけれども、現在のところまだその件については、手をつけられていない状況です。今後、定着率の増加に向けまして、検討を進めて、せっかく補助金を拠出しているものですから、できる限り定着率を高めるような方向性で有効な手段を検討していきたいと思っ

ています。

それから、最後の 3 つ目のご質問ですけれども、対象については、日中について限定をしていますが、夜間についての考え方ですけれども、確か、昨年の予算の時か、決算の時にも、同様のご質問があったかと思えますけれども、その際にも、この件に関して、市の見解をお答えさせていただいたかと思うんですけれども、ちょっと繰り返しになる形になり、申し訳ございませんが、補助対象事業の内容については、基本的に人が集い、働いて、学べる事業所として、まちのにぎわいと活性化が図られるということを基本的な考え方としているものですから、日中の営業を主とする事業に対し、現在補助しています。基本的にはこの考え方を今年度、28 年度、実施中ですが、踏襲しています。委員おっしゃいますとおり、平成 20 年から事業が始まり、年数が経ってきていますので、より使いやすい、補助の効果があるような、費用対効果が生まれるような事業を目指すべく、方向性を見出すように検討していこうと考えています。だからといって来年からすぐ夜間の部分が対象になりますというのはこの場ではお答えできないということで、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

大迫委員長

稲田委員。

稲田委員

プレミアム商品券ですけれども、最初の 1 次販売が若年層にうまく浸透できなかったということですが、販売期間も非常に短いですね。ここに原因があるのではないかと思うんです。そして皆さんのお配りした資料にもありますけれども、有効応募総数 8,515 件に対して、当選件数が 4,882 件です、落選した方たちが 3,633 世帯で市民の方から声が届いておりました。販売が 1 冊、2 冊、3 冊、4 冊、5 冊とありますね。これをもうちょっと割合を分配して、「みんな漏れなく当たるような方法をとって欲しかった」という声が届いておりました。今後これからまた、プレミアム付商品券があるかないか分かりませんが、このことを踏まえて、もしありましたら生かしていただきたいと思います。

次ですけれども、お答えありがとうございました。空き店舗の件で、定着率を分析されていないということで、追跡されていないということ。これはぜひ分析していただきたいと思います。そして、そこになかなか定着されないということは、場所的なこともあるけれど、営業するものによってはやはり、家賃というのは非常にウエイトが高くなります。定着しないということは、その家賃に対して、やはり非常に負担であるし、それだけの家賃の価値がきつくないのではないかと思います。それで、契約するときには大家さんと、契約の段階で 10 万円の家賃で 5 万円は補助しますけれども、それで定着できないと、誰が一番得をするのかとなったら、大家さんだけですね。その家賃の設定も 8 万円にして、半分を補助するとか、その家賃の設定にも問題があるのではないかと思いますので、これは

商工会の問題になるかもしれませんが、市として補助金を出している以上、そういう観点からもアドバイスをしていただければと思います。

それから3番目の、人が集い、働いて、学べるということで、昼間の営業ですけれども、なんかちょっと希望的なお答えをありがとうございます。平成27年度にこの制度をとりましてからは、世の中は非常に変わっておりまして、勤務状態もとても変わっておりまして、夜中に、食事をとらなければいけないという方もいらっしゃるでしょうし、また、居酒屋は家族の団らの場所にもなっております。そして人が集い、にぎわいを見せるというのは、例えば北広島の駅に降りて、降りた人がネオン街が真っ暗だったらどうでしょう。にぎわいというのは、昼にかかわらず夜も大切な場所で大切なコミュニケーションの場だと思いますので、先ほどお答えをいただきましたことを嬉しく思います。ぜひ、実現に向けてよろしく願いいたします。

大迫委員長

プレミアム商品券については要望ですか。質疑ですか。

稲田委員

先ほど答えをいただきましたので。

大迫委員長

要望でいいですね。最後の昼間の営業についても要望でいいですね。そのほか全部要望ですね。

稲田委員

お答えをいただいて、ありがとうございます。要望です。

大迫委員長

ほかに質疑はありますか。鶴谷委員。

鶴谷委員

私のほうからは、コミュニティビジネス創業支援事業について質問させていただきます。1つ目が、決算の報酬額10万円とありますが、これは全額アドバイザーの方への報酬なのかということ。

もう1つが、相談が実績として2件とあります。創業に至らなかった理由を伺います。これは差支えない範囲で構いません。以上です。

大迫委員長

宮本商業・消費担当主査。

宮本商業・消費担当主査

報酬の10万円につきましてはコミュニティビジネスアドバイザーの年間報酬です。

2件の相談件数の内容ですが、カーシェアリングを行いたいという方と、通所のリハビリケアをやりたいという方がいらっしゃいましたが、コミュニティビジネスという目的となかなか合致しないということで、先方のほうから断念ということで伺っております。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

相談がカーシェアリングと通所リハビリケアということで、わかりました。市のホームページの該当ページを見ますと、新たな創業団体の近年の情報が追加更新されていないところがあると思われますので、こちらは確認の上、更新をお願いしたいと思います。

北広島市に住みたくなるウェブサイトというのがありますね。こちらに、この事業について載っていますが、この補助を利用して創業した事業団体の情報をもう少し追加掲載してはいかがでしょうか。シティアピールのサイトですので。創業してからの2年後、3年後の事業経過など織り交ぜて魅力的なサイト構成で発信していただけたらどうかと思ったんですけれども、見解を伺います。

大迫委員長

佐々木産業振興室長。

佐々木産業振興室長

コミュニティビジネス関連についてお答え申し上げます。1点目のご要望、HPの更新についてはまさしくおっしゃられたとおりということで、対応したいと思います。

1点目のご質問、住みたくなるウェブサイトにおけるコミュニティビジネス関連ということでよろしいでしょうか。それに関する詳細なPR、起業した事業者の2年後、3年後の取り組みですとか、まさしくシティセールスという観点からおきまして、呼び込むという市の施策としてより詳細にやさしいホームページの掲載ということで、ぜひそういう形でPRを検討して、具体的に掲載したいと考えています。以上です。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

コミュニティを目的とした事業を市民が担っていくということは、それもコミュニティを日本語で示すと、「縁」という意味合いがあるかと思うんですけども、やっぱりこのコミュニティ事業のスタートの時に、市の支援を利用して、その後の事業展開で、別のステージで公益活動事業や協働事業などもありますよね。そちらに活用をつなげていくことで、地域により根ざした事業展開に発展すると思います。コミュニティビジネス創業支援については、先ほどの当市に住みたくなるウェブサイトにも、石狩管内だけでは、本市だけが取り組んでいるというフレーズが載っているんですよ、ですので、今、室長からお答えいただきましたけれども、今後新たな創業支援がぐっと広がっていくように、アピールに向けた整備をお願いしたいと思います。終わります。

大迫委員長

ほかにございますか。山本委員。

山本委員

1つは先ほど出ました、コミュニティビジネスの関係なんですけれども、今ちょっと答弁をお聞きしたところで、コミュニティビジネスの概念を狭く考えられているのかなという感じもしたんですけども。例えばカーシェアリングですとか、そういうものっていうのはむしろコミュニティビジネスの概念にもっと当てはまっていくような感じもすると思うんです。住民がみんなで車をシェアしながら交通体系を作っていく、移動の確保を図っていくという観点からいくと、どういう経過でダメになったのかというのがあると思うんですけども、そういう意味では、育てていくという観点から、コミュニティビジネスを育てていくっていうことが必要なんじゃないかなと思います。そういう意味では相談が2件しかないということで、実際には補助事業がないということで、予算的には111万5千円つけているんですけども、決算額では10万円だけという状況になっているので、鶴谷委員の質問とも被るんですけども、やはりコミュニティビジネスというものを含めた北広島でのビジネスの創業を市民にPRしていくことが必要なんじゃないかなということがまず1つです。

これについては、中小企業の融資制度事業の実績を見ると、平成26年は新規創業資金については2件融資がありましたけれども、平成27年の実績では新規創業がゼロというような状況もあるので、やはり北広島でもっと事業をやりやすくするような仕組みを、空き店舗の事業も含めて作っていく必要があるんじゃないかなってというのが1つ。

それから、2つ目は、それとの関係で、制度融資の融資について、全体としては増えてきていると思うんですけども、その制度融資については、市のほうでもフォローアップの融資の貸与者に対する調査を行って色々要望を聞いているところだと思うんですけども、融資制度についての改善等で、主な特徴的な意見があれば教えていただければと思います。

ます。

それから、3つ目は、雇用対策ですけれども、雇用対策の事業につきましては、若年層の新規雇用の助成金交付事業、これは決算書で115ページ、施策の報告では46ページに掲載されている事業です。これについては、実績を見ると3人が新規雇用になったということで、決算額としては90万執行しているわけですが、予算的には600万確保しているわけですね。そういう意味ではもうちょっと、市としても新規雇用を拡大するという当初の事業目的があったと思うんですが、そこら辺の事業実績が3人とどまった主な要因と、今後の対策をどう考えているのかお聞きしたい。

次に、地域職業相談室の運営事業、決算書のほうでは175ページで、施策報告では45ページで、これは北広島で職業相談を独自にハローワークと連携して行うという事業ですが、事業評価で見ますと、非常に実績が高いということで、自己検索も7567件で、相談も4716件、職業紹介2126件あって、延べで利用が14409件。これは、平成26年も同様の傾向があって、就職は448件で、非常に効果が出ていると思うんですが、この職業紹介のコーナー開設の日時を見ますと、ハローワークの職員さんとか、市の再任用の方が実際に当たってらっしゃるといふこともあるんでしょうけれども、職業紹介のほうは月曜から金曜の平日の8時30分から17時までという開設時間になっておりまして、年金とかそれ以外の市役所相談コーナーについては9時から15時までという相談時間になっているわけですね。失業しているから日中も空いているんじゃないかということで、こういう時間設定になっているのかもしれないですが、やはり札幌のハローワークは土曜日も開設している状況もあるので、土曜日曜までは厳しいとしても、土曜の開設ができないのかどうか。また、それができなくても、日刊の求人情報、3日分の求人情報を配付しているということなんですけれども、そういう日刊の求人情報などを簡単に手に入れられる方法、求人の検索パソコンを図書館とかの駅前の出張所あたりに置くとか、そういう形で、もうちょっと身近に求職できるようなシステムが作れないかどうか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

大迫委員長

宮本商業・消費担当主査。

宮本商業・消費担当主査

まず、中小企業融資の中身の検討ということですが、金融機関と金融懇談会という任意団体で中身の検討等をしているところです。その中で出てきたのは、設備資金の枠をもう少し拡充して欲しいとか、もう少し銀行の手続きを簡略化できないかというお話があがっています。枠の拡充は、喫緊の課題として、われわれも対応していきたいと考えています。

大迫委員長

佐々木産業振興室長。

佐々木産業振興室長

若年層の PR の関係でお答え申し上げます。3名の雇用で、周知はどのように行っているのかというようなご質問かと受け取らせていただきますけれども、平成 27 年度は、広報 4 月 1 日号に掲載し、ウェブサイトでの広報もしています。それから、商工会が発行している機関誌にチラシの折り込みを実施しています。また、市役所の各出張所、ハローワークにもチラシを設置しました。今年度の話になってしまいますけれども、平成 28 年度についても同様に、広報、ウェブサイト、商工会を通じて周知を図ったり、ハローワークにチラシを設置、それに加えて、今年度、市の税務課が法人市民税の申告書を市内の各事業者に送付する際に調整連携をとり、チラシを同封したりとか、そのような新たな取り組みもしています。息の長い PR が必要なのかなという風に捉えていますので、ありきたりですけれども、引き続き PR を継続して、息の長い取り組みを続けていきたいと考えています。

職業相談の関係ですけれども、ジョブガイドの件だと思われそうですが、コーナー開設日時ということで、平日月から金、8 時 30 分から 5 時まで、相談だけは 3 時までというのが現行の状況についてのご意見というかご質問だったと思います。札幌市が土曜日開催しているというような、近隣市でのそのような取り組みもすでに、先進的というか、利用者の気持ちに立った取り組みをやられているということが非常に参考になると思っています。ただ、市が開設しているジョブガイドについては、国と連携した中で取り組みを実施している関係がありますので、国と考え方を合わせるような形で事業を進めていますので、すぐそのまま時間を変更するとかいう対応はできないかもしれませんが、前向きに、利用者目線に立った取り組みの検討を進めていきたいと考えています。

それから、情報の提供、検索パソコンを配置して、身近でパソコンを通じて情報を手に入れる、スピードの話になってくると思うんですけれども、非常に大切な考えだと思います。昨今、情報化社会が進んでおり、できる限り身近にある IT 機器等も活用しながら情報を速やかに早く入手していただいて、求職者が求める情報、次の就業機会を行政として提供する役割はあると思いますので、そういう目線で検討させていただきたいと思います。

1 点目のご質問に答弁が漏れていました。コミュニティビジネスの概念論というか、概念を非常に狭い捉え方をしているのではないか、というご指摘と捉えていますが、カーシェアリングという相談がありまして、その事業の考え方自体はコミュニティビジネスというか、地域の課題解決に合致しているという風に私どもも捉えております。ただ、実際に補助の実績までには結びつかなかったという実績が伴っていない結果ではありますが、委員のおっしゃるとおり、地域の課題解決、それから先ほど鶴谷委員からもお話がありました、コミュニティビジネスだけの 1 つにとらわれるのではなくて、公益活動団体補助金ですとか、自助・共助・公助、どこにも属さない部分を協働という概念で課題を解決していくと

いう理念に立脚しています。できる限りコミュニティビジネスという、地域の課題解決という手法にとられることなく、創業支援という大きな包括的な支援策として起業支援もそうですし、ベンチャービジネスもあるでしょうし、そういったものを先進事例なども検証しながら、この北広島市というまちに合った起業の仕方はどのようなものが考えられるんだろうかということに立脚しています。制度そのものの制度設計の変更をすることもありだと思います。必ず前例踏襲ということではなくて、実績がない、イコールきちんとした検証が必要だと捉えています。いろいろなものを参考としながら、創業支援という広義の意味で捉えた中で、一つひとつの事業も、制度設計もありきで考えていきたいと思っています。以上です。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

創業支援については、ぜひそういう観点で検討して頂ければと思います。

それから、若年層の新規雇用の助成金交付事業ですけれども、PR という観点だけで質問したわけじゃなくて、やはり 3 人にとどまったところを、どういう風に評価しているのかという原因も含めて、PR も大事なんですけれども、やはり起業に対する働きかけといいますか、もっとその新規雇用を進めていくというあたりの取り組みについてはPR だけじゃない、企業訪問も含めて取り組んでいく必要があると思うんですけれども、そこら辺の今回の事業の実施経過についての評価も含めてお答えいただければと思っています。

大迫委員長

佐々木産業振興室長。

佐々木産業振興室長

若年層の補助事業、3名90万円だったという主な要因についてのご質問かと思いますが、27年度の事業は、5月1日以降に若年の方を採用された企業を対象としています。それはなぜかと言いますと、新規採用とは異に、一度どちらかの企業・事業所に就職された若年層の方が仕事を退職されて、新たにまたリスタートをするという方たちを対象にしています。新規で採用される4月1日とはずらして、5月1日という形で、対象期間というか、対象者のどこからスタートなのかと、就職をしていただく期間をどこから、という形でしていました。細かい数字を分析したわけではないんですけれども、この事業の制度設計自体がどうなのかと、実際、課の中でもいろいろ検討をやっているんですけれども、そもそも5月1日ってどうなんだろうかと、そうなると、せっかく何百万も予算をつけて、対象が2、3人しか使えないのであれば、費用対効果はどうなんだろうかとという目線に立って、次年度

の事業を場合によっては、スクラップアンドビルドも必要じゃないのかという議論もしています。先ほどの話じゃないですけども、創業支援全体の中で位置付けを捉えて、その中の1つとして若年層を雇用していただく企業の支援をしていきたいと思います、そうなるべくと使いやすい制度はどうなんだろうと、議員の質問の繰り返しになりますけれども、いろんな方向性から見ていく可能性もあるかと思えます。対象期間、例えば新規採用も含めていいんじゃないかと。市内の新卒の学生さんを採用される企業のデータベースを調査したりとか、対象を広げるといことは予算額もそれに見合う部分を確保しなければなりませんので、そういった切り口も考慮に入れながら、制度設計の変更も必要なのかなと思えます。

それから、PRということに限定してさっき答弁させていただきましたけれども、やはり市の制度設計をいくら変えたとしても、使われなきゃ何も意味がないということで考えています。単純に広報紙、ホームページに掲載しましたではなくて、企業誘致というセクションも私どもで扱っていますので、そういったものと連携を取りながら、企業の代表者の方に直接「こういう事業があります」という形の投げかけも非常に具体的で、即効性のある活動ではないかというふうに考えています。単純に広報紙等で掲載するだけじゃなくて、もっと具体的な即効性のあるPR手法を今後も検討していきたいと考えています。

大迫委員長

ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

大迫委員長

以上で総務費のうち企画費の地域住民生活等緊急支援費のプレミアム付商品券発行事業、コミュニティビジネス創業支援事業、空き店舗利用促進事業、若年層新規雇用助成金交付事業、企業誘致推進事業及び商工労働費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 11時17分

再 開 11時19分

大迫委員長

休憩を解き再開いたします。

次に土木費の質疑を行います。

質疑ある方いらっしゃいますか。山本委員。

山本委員

まず道路橋梁費の道路維持費ですけれども、決算書の181ページ。まず、不用額が5,093万7千円出ております。この中身を見ますと、負担金、補助金の金額なんですけれども、経年で見ますと、今まで不用額はそれほど多くなかったんですけれども、今年度非常に多く出ているという感じがあるんです。そういう意味では、道路維持費全体として、不用額が多くなってしまった原因を教えてください。

もう1つは、除雪費からかなり各科目流用しているんですよね、役務費や委託料、備品購入、補助金・負担金あたりですけれども、他科目から流用して、なおかつ不用額がこれだけ大量にでるといのがなかなかわからないところなんですけれども、科目内での流用というのはできなかったのかというあたりをお聞かせ願いたい。

それから、2つ目は木造住宅の耐震診断改修支援事業です。これは報告書のほうの47ページに載っておりますけれども、予算が36万円ついておりますけれども、木造住宅の耐震診断・改修に支援するという事業ですけれども、実績がゼロということで、確か去年は少しあったのかな、いずれにしても実績がゼロということで、どう評価しているのか。これに対しての実績をどういう風に考えられているのかということ。先ほどの経済部の住宅リフォームの支援事業は、非常に事業としては実績が出ているんですよね。それとの関係などできないのか。同じ住宅リフォームをしていく中で、こういう住宅の耐震診断とか改修支援とかを組み合わせた形で、使いやすい制度設計をしていく必要があるのではないかなと思うんですけれども、そこら辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

それから3つ目は、市道用地の確定事業ですけれども、決算書の181ページに出ておりますけれども、4,800円、約5千円の決算になっておりますけれども、予算については169万8千円、予算がついているわけです。これは非常に執行率が悪くなっていますけれども、その理由をお知らせしていただきたい。

それから4つ目は、地域除雪懇談会の推進事業なんですけれども、これについては平成27年で23自治会、行われているということで、かなり進んできたと思うんですけれども、28年度も実施済数含めて、全体の実施率といいますか、実施状況をお聞かせ願いたいと思います。

大迫委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

まず1点目、負担金の不用額が多いということですが、橋梁点検等でJRとの負担金の協定を結び、執行しています。その際、当初の協定額から実際終わった後の精算額が非常に大きく減少して、それにより負担金が多く余ってしまったという状況になっています。

道路維持費の全体での不用額は、主に社会資本整備総合交付金で行っています、道路補

修事業、全道的な配分において、少なかったということで工事費の減少が一番大きくなっています。科目内での流用について、できなかったのかということなんですけれども、事業の推進状況によって不用額が見込まれるといったところで、確定したところから流用する、先ほどいったとおり補助金、交付金の事業もありますので、そこからの流用が難しいということもあり、除雪費から道路維持費への流用ということで執行しています。

市道用地の執行率が悪いということなんですけれども、当初見込んでいました道路用地になっていないところの、私有の用地を取得する事業なんです、地権者が多数いたり、さらには相続の関係もあったということで、当初見込んでいた用地が取得できなかったということで、27年度は執行率が非常に低くなっています。

地域除雪懇談会の状況ですが、28年度は、今まさにやっています、新規の懇談会として30団体、当初予算で見込んでいたよりも若干多くなっています。今年度を実施しますと、69団体となっています。以上です。

大迫委員長

中島建築課長。

中島建築課長

木造耐震についてお答えいたします。2点ほど質問あったかと思います。まず1点目の耐震診断の実績がゼロだったということに対する評価についてですけれども、まず実績は平成25年度と26年度に耐震診断各1件です。委員ご指摘のように昨年度はゼロでした。耐震診断自体が少ない理由については、耐震診断の対象は昭和56年5月31日以前に建築された住宅が対象となっています。築年数で言えば35年以上が経過しているということであり、耐震改修してもそのまま使うか、あるいは建て替えるかと迷う時期ですが、ほとんどの人がそのまま使う、もしくは建て替えるという選択しているということを考えています。ただ、実際に56年以前の建物があるということも事実です。耐震については非常に大事なことを考えていますので、来年度は補助額について、現在2万円ですけれども、倍の4万円にしたいと考えています。

また、2点目のリフォームとの関係で制度設計ということでしたが、現在もリフォームの10万円補助しておりますけれども、耐震改修についてはリフォーム補助を利用できるので、相談等も含めて周知していきたいと考えております。以上です。

大迫委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

先ほどの答弁の中で地域除雪懇談会の、平成28年まで含めた場合の進捗率ということ

で誤りがありました。平成 28 年度までで、フォローアップも含めて完結する団体は 44 団体です。28 年度に新規で実施する 30 団体を入れると、74 団体となっています。以上です。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

まず、道路維持費の不用額の件なんですけれども、JR の負担金の部分と、工事費の減少という部分なんですけれども、これは実際に入札等で工事費が減少したということでしょうか。それとも、実際に道路工事がいろんな形で実施の規模が小さくなって執行が実際には少なくなったというあたり、ちょっと教えていただければと思います。

それから、市道用地の確定事業なんですけれども、実際、私有地、地権者が多いということで複雑な手続き等でなかなか執行率が悪いということは理解するんですけれども、今年度と来年度の見通しあたり、そこら辺のところは実際どうなんでしょうか。お聞きしたいと思います。

大迫委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

まず、工事費の件については、先ほどお話しした社会資本総合整備交付金において、配分が少なかったというところで、本市におけるその工種のパッケージとしては 65%ほどの配分となっていたことから、当初予定していた舗装補修の 1 路線できない部分もありました。あとは、それぞれの執行残は出てきています。

負担金についても、当初の協定額が非常に高くなってしまっていて、差額として当初と精算額で 1 千万円ほど差が出てしまったという状況です。

大迫委員長

吉川管理担当主査

吉川管理担当主査

市道用地確定事業について、お答えします。先ほどの 27 年度の市道用地に取り組んでいるところは、相続者が 23 人ほどおられまして、やはり相手があることで、なかなか印鑑がもらえないというところで今年度に引き続き交渉しているところです。28 年度は一筆寄付をいただいて、若干用地の処理面積が減ったという形で兆しは見えているんですけれども、今後についても残っている土地が非常に難儀するような土地ばかりなので、計画どおりに

処理できるかというのは難しいと思いますが、前向きに取り組んでまいります。以上です。

大迫委員長

ほかにございますか。島崎委員。

島崎委員

今山本委員のほうからあった点で、中島課長のほうでお話しいただいた木造住宅の耐震診断改修支援事業をお聞きしようと思っていたんですが、重複しないようにしますが、これはゼロ件ということになったんですけれども、これはPRだとか、市民向けにどのようにされたのか。

それから、これに該当するような建築物っていうのは市内にどのくらいあるのかというデータベースがあるのかということ、まずはその2つお聞きしたいんですが、よろしくお願ひします。

大迫委員長

中島建築課長

中島建築課長

木造耐震のPRの方法ですが、国庫補助を使っている関係から、補助申請、交付決定の後ということになりますので、7月からということになりますけれども、パンフレットを作成して、市役所各出張所、あるいは住民センター、エルフィンパーク、防災センター等に置いています。さらにはポスターも掲示して、市民の皆様方に周知をし、さらには7月1日付けの広報紙で、周知をしています。また、同じ内容をHPにも掲載をしているところです。

また、該当する件数は、詳細な直近のデータはないんですが、平成20年度に策定した耐震改修促進計画では、平成19年度時点の平成27年末の推計になりますけれども、耐震性不十分な住宅は2,400件ほどとなっています。市全体で2万2千件ほどあるということですので、約11%が該当することになります。これは平成19年度時点での推計ですので、若干数字は変わっていると思います。

大迫委員長

島崎委員。

島崎委員

そこら辺のデータベースの更新は今後なされていくと思うんですが、こういった大きな災害だとか、そういったことを想定した中で、木造住宅の耐震化、それから改修だとか、その辺りに対して、市民の方々に対してももう少しうまくPRしていただけないかな、という

ことが思うのが1つ。

それから、団地地区にも多いんですけれども、北方圏住宅、いわゆる三角屋根の木造プラス軽量ブロックの家なんかが多いんですけれども、あの辺りは対象になる物件になるのでしょうか。

中島建築課長

PRについては先ほどもお伝えしたんですが、出張所等に、以前はパンフレットだけだったんですが、ポスターも掲示して周知をしており、これを続けていきたいと考えています。

2点目の北広島団地等のブロック造の建物についてですが、ブロック造そのものが昭和56年以前と、それ以降の耐震の考え方が変わっておりませんので、ブロック造だけでしたら、耐震性は問題ないと考えていいと思います。ただ、ブロック造に加えて木造で増築している場合がありますので、そちらについては、私どもの対象はあくまで木造住宅ですので、この対象にはなりませんけれども、確認が必要と考えますが、繰り返しになりますが、支援の対象にはならないということであります。以上です。

大迫委員長

ほかにございますか。鶴谷委員。

鶴谷委員

緑化推進事業について伺います。決算書189ページ、報告書が38ページになります。誕生記念樹贈呈について、赤ちゃんが生まれた記念に贈呈するものとして取り組まれていますが、贈呈した苗木は自宅などに植えてもらうのか。それとも植える場所がない場合、どこか記念植樹できる用地があるのか伺います。

次に、市内各所に点字ブロックが施工されているところがありますが、この点字ブロックの点検と保守整備について、どの枠に当てはまるのかわかりませんでした。どのように取り組まれているのかお伺いします。

それから、次に、照明灯維持補修事業っていうところで、決算書180ページから183ページ、報告書は49ページです。維持補修に加えて追加設置を含めてお伺いしたいんですが、報告書では市管理の道路照明灯を計画的に維持補修することにより、歩行者通行の安全を確保、というふうにあります。市道の輪厚中の沢線での照明灯の補修や追加設置の工事は2015年度は行われていますでしょうか。また、その後も行われている経過がありましたら教えていただきたいと思います。この中の沢線の照明灯について、市民や通行する方からは要望とかは寄せられた経過はありますか、お伺いします。

大迫委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

誕生記念樹の贈呈事業ですが、こちらについては、4種類の樹木を選定しています。樹種は、カエデ・ツツジ・ドラセナ・ユッカとなっていますが、そのうちドラセナ・ユッカについては、鉢植えの樹種となっています。カエデ・ツツジは、庭植え等の樹種になっていますが、こちらはご自宅の庭に植えていただくということを想定していて、特に用地を用意しているということはありません。以上です。

大迫委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

まず、点字ブロックの補修についてですけれども、補修に際しては道路の施設修繕費、需用費の中の修繕費の中で充当しています。修繕の仕方なんですけれども、実際にタイプ的には貼るタイプと埋め込むタイプがありますが、貼るタイプがはがれてきた場合は補強するとか、舗装補修事業の中でも、舗装の打ち替えの際に、点字ブロックを張り替えるもしくは補修するというのもやっています。エルフィンパークについては、エルフィンパーク内の修繕費で実施しています。

輪厚中の沢線の照明灯につきまして、平成27年で補修もしくは増設という細かいデータとして持ち合わせていません。平成28年度は、輪厚中の沢線が暗いという要望をいただいています。そのことから、位置のバランスの見直しとか、増設、LED化も含めて修繕費の中で行ってきたところです。以上です。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

誕生記念樹贈呈については理解しました。この記念樹を受け取るにあたっての手続きなどは、出生時に行われるのかと推察するんですが、出産に際して、それなりに福祉関係ですとか、児童家庭課ですとか、いろんな細かい手続きがあるんですけれども、そういった一連の中で手続きされているものなのか確認させてください。

次に、点字ブロックですね。整備の内容が張るタイプと埋め込むタイプとあるということも改めて知りました。それで、点字ブロックについては、点検と補修について、これを頼りにされる障がいのある方、当事者の方との同行の元の点検や、ニーズ調査などは行ったことはありますでしょうか、お伺いします。

それから、中の沢線の照明灯について、私自身が日々通る範囲で見かけるんですが、現時点では朝晩たぶん10名前後の春から秋までの間自転車通学しています。帰宅時はもう秋

の遅い時期ですとほとんど日が落ちてから帰っていったるんですけども、照明灯があっても、自転車で走る歩道ではない反対側の車線に街路灯があって、自転車灯を付けていても、こいで進む道の先は真っ暗な状態というか、道路が照らされていない区間もあつたりします。西部地区から北広島高校や、JR 北広島駅に向かう学生から、私のほうにも「照らす街灯をもう少し増やしてほしい」という意見も寄せられました。今年度整備されているところで、また経過を見てお話を聞いていきたいと思うんですけども、それに加えて夜の時間帯にウォーキングされている市民の方も見かけるんですよ。進む先を自転車はライトで照らしますけれども、歩いている方はやっぱり直前にならないと発見できなくて危険なことも想定されると思いますので、また今後の、今年度整備したということで経過を見ていただきたいなと思います。あわせて、市道ではありませんが、道道大曲栗山線のほうももれなくここを通学する、利用するということになります。大曲方面からも自転車で通われたり通勤されたりする方も多くお見かけします。夜間の照明が以前に比べると私が転入したころに比べると、間引きされていたりするところもありますが、やっぱり暗い道のりの区間がかなりの距離あると思います。最近でいきますとすぐ隣の上野幌で大きな事件がありました。男子学生でも保護者の車送迎に切り替えたという経緯もありましたので、事件・事故防止のためにも通行する市民の立場で調査しながら整備をしていただけるよう、重ねてこれは要望といたします。

大迫委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

誕生記念樹の手続きに関してお答えします。誕生記念樹の手続きに関しては、市に出された出生届けをベースにこちらから往復はがきをお送りし、それに回答していただくという形をとっていますので、特に役所の窓口に出向いていただくという必要はございません。以上です。

大迫委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

点字ブロックの点検、ニーズ調査はやったことはあるのかというご質問だったかと思うんですけども、私の記憶では、点字ブロックに特化したそういった点検、ニーズ調査については実施していません。ただ、そこを通られる方、もしくは利用されている方から「この点字ブロックがちょっと外れている」とか、そういった直してもらいたいという補修の要望とかは直接土木事務所のほうに来ていますので、それにはできるだけ早く修繕する

という体制であります。以上です。

大迫委員長

ほかにございますか。
(「なし」と呼ぶものあり)

大迫委員長

以上で土木費の質疑を終わります。
暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 50 分
再 開 11 時 51 分

大迫委員長

休憩を解き再開いたします。
次に災害復旧費の質疑を行います。
質疑ございますか。
(「なし」と呼ぶものあり)

大迫委員長

以上で災害復旧費の質疑を終わります。
暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 51 分
再 開 13 時 00 分

大迫委員長

休憩を解き再開いたします。
次に教育費の質疑を行います。
このうち教育総務費の教育振興費の幼稚園就園奨励費事業については除きます。
質疑ある方いらっしゃいますか。島崎委員。

島崎委員

2 点お伺いをいたします。まず決算書のほうでは 231 ページ。スポーツアカデミー事業について、それからもう 1 つが 206 ページから 215 ページの児童生徒の通学費支援事業についてというところをお聞きします。

まず一つ目なんです、スポーツアカデミー事業のほうですが、これはおそらく平成 19 年くらいから 10 年くらい経って、いわゆる市長の肝いりで始まった育成事業じゃないかなと理解しておりますけれども、このうち長きにわたって色々な競技に支援をしてきているところですけども、昨年でいうとチャレンジジュニアスクール、スポーツトレーニング教育、ジュニアバレーボール、ジュニア野球、空手道キッズスポーツ塾、放課後スポーツ塾、スポーツテーピング教室ということであります。こちらにアカデミー事業の骨子があって、アカデミー事業の中で「全国・国際レベルの選手育成および青少年の健全育成を図るため、ジュニアスポーツ選手強化育成事業、底辺拡大事業及び指導者育成事業を実施する」ということであるわけですが、この観点に基づいて、この 10 年やってきて、どういった成果というか、そういったものが得られているのかという、概要というか、大枠でお聞きしたいというのが 1 点。それから、報償費、旅費、委託料というところなんです、この委託料の 60 万 3720 円というところの内訳を教えてくださいということがアカデミー事業についてまずあります。

それから、もう 1 つのほうでは、それぞれ項目違いますけれども、児童生徒の通学費支援事業ということで、児童について 168 人。生徒については 26 人。合計 194 人かなというふうに思っておりますが、これは一家庭あたりの平均の補助額と、それから一律なのか、それから算定基準。その辺をお知らせいただきたいと思います。

大迫委員長

吉田社会教育課長。

吉田社会教育課長

スポーツアカデミー全体のこれまでの成果についてですが、ご質問にありましたとおり、このスポーツアカデミーは平成 19 年にスタートして、選手の強化育成それから底辺の拡大、指導者養成と大きな 3 つの柱を持って実施してきました。選手強化さらにはその底辺拡大については、子どもたち自身の運動、それからスポーツに取り組むことが好きになる子どもたちを増やしていくと同時に、トップレベルの選手の指導を受けることによって、子どもたちのモチベーションを上げていくということに取り組んできました。しかし、すぐ結果に結びつくとは考えていませんが、長期にわたっての取り組みを繰り返すことによって、子どもたちの芽がしっかり開く日がくるのではないかと考えています。あわせて、全国大会とか、全道大会の出場費助成も増えていることもございます。多少なりともこのアカデミーの成果がそういったところにも出ているのではないかと思います。指導者の育成、これは子どもたちが運動を好きになる上で指導者の育成は必要不可欠だと思っています。19 年から指導者に関してはセミナー等を通して実施をしてきたんですが、なかなか時間の都合上、指導者の方々が集まりにくいということもあり、年 1 回の講演ということで、スポーツ少年団、体育協会からのご協力もいただきながら、私どももその実施内容について検

話しながら実施しています。成果については、そのように認識しているところです。

大迫委員長

齊藤体育担当主査。

齊藤体育担当主査

スポーツアカデミーの委託料の内容は、選手強化事業として、ジュニア講習会とか、スポーツトレーニング、キッズスポーツ塾、指導者養成ということで、ジュニアスポーツ学習会等々に対して、NPO 法人「よりづかちよいスポ倶楽部」に事業を委託しているところです。以上です。

大迫委員長

櫻井学校教育課長。

櫻井学校教育課長

児童生徒の通学費支援事業についてですが、中身については、バスを利用する児童生徒の定期代の2分の1の補助。あと、通学距離によりますが、3km未満の児童生徒については、月額千円。3km以上の児童生徒については、月額1400円の、これはいわゆる自家用車で送迎をする場合のガソリン代相当を補助しています。ですので、バスの定期代も違いますし、自家用車も常時使っているわけではなく、例えば、夏場は歩いたり、自転車で通ったりしているけれども、冬場だけ自家用車で送迎するので、その季節だけ補助を請求していただくようなこともありますので、平均の補助額というのはなかなか出すのは難しいところになっています。実情としては、児童の補助はそのほとんどが西の里の虹ヶ丘地区から西の里小学校に通っている児童がスクール便という形でJR北海道さんでバスを出していただいていますので、そのバスに乗っている児童のバス代の補助がほとんどになっています。あと、自家用車については、これは小学校、中学校とも一緒ですけれども、例えば東部中、東部小に南の里から通うとか、中の沢から通っている、そういった方々に、要は公共交通機関がない方に補助をしています。中学生のバスの補助については、これもほとんどは新富町から東部中学校に通っている生徒が一度団地側に来て、団地線の中央バスに乗って東部中学校前で降りるとというのが特に冬場目立っているところです。以上です。

大迫委員長

島崎委員。

島崎委員

先ほど齊藤主査のほうからありましたけれども、野球のほうの助成だとか、それからバ

レーボールの謝金ということで、項目分かれていると思うんですけども、これは例えばバレーボールのほうでは、講師への謝金ということで、27年度でいうと5千円掛ける2団体、8回で合計8万円と、これは報償費ということになっているかなと思うんです。

例えば、ジュニア野球講習会のほうで、講師謝礼ということで6万円を道都大学に払っているんですけども、これはそれぞれ項目としてはどちらになるのでしょうか。

それから、もう1つ、今櫻井課長がおっしゃってございました、自転車で夏場通ってらっしゃるお子さんがいらっしゃるということでしたけれども、夏場も車で送迎をするということで、申請を出していながら夏場自転車に通っているという実態はないでしょうか、お聞きします。

大迫委員長

吉田社会教育課長。

吉田社会教育課長

委託料の中から委託先から講師の方に支出されているということになっています。

大迫委員長

櫻井学校教育課長。

櫻井学校教育課長

自家用車の申請にあたりましては、学校長から自家用車で通うことが常態となっているという証明をいただき、さらにその月の出席簿の写しを提出していただいております、要は基準日数以上学校に通っているということが明らかで、かつ学校のほうで自家用車で通っているという証明を学校長の名前でもらったものを添付して申請いただく形にしていますので、そういった方はいないと私どもは捉えております。以上です。

大迫委員長

島崎委員。

島崎委員

例えば、新富町や稲穂町の中学生あたりですけども、近くの友達の家まで自転車で行く。そこから友達と歩いていく。実はその申請を受けていて、車で送迎することになっている子どもでそういったことをしているという実態はないでしょうか。

大迫委員長

櫻井学校教育課長。

櫻井学校教育課長

先ほどご答弁申し上げましたとおり、学校の証明がついて、本人からの申請があるということで、車での通学が常態となっていると私どもは把握しております。以上です。

大迫委員長

ほかにごございますか。鶴谷委員。

鶴谷委員

何点か質問させていただきます。まず、決算書のところでどのページが該当になるかわかりませんでした。質問させていただきます。不登校の児童生徒の健康診断については、どのように対応されているのかお伺いいたします。

次に、決算書 200 ページから 203 ページ、報告書 24 ページの学校図書館活用事業のところでお聞きします。事業費のうち、図書の購入はいくらぐらいなのか、正確な数字じゃなくて、大体の数字でよろしいので、教えてください。

それから、232、233 ページ、報告書 25 ページの食に関する指導の推進事業で、具体的な取り組み内容をお伺いします。あと、事業費の使い道はハンドブックや冊子などの配付かと推察されるんですけども、そちらについてもお伺いします。

それから、222 ページ、225 ページ、報告書で 33 ページの舞台芸術鑑賞事業のところで 7 事業ほかを実施というふうにあります。どのような事業が行われたのか、改めてお伺いします。

それから、児童の通学費、生徒の通学費支援事業について、ただいま島崎委員のほうからも質問がありましたが、私からも別の点でお伺いいたします。通学費の支援の基準については、先ほどの答弁で理解しました。第 2 回定例会で、私、食物アレルギーに関する質問をさせていただきました。その際に行き会ったご家庭のほうから、化学物資のアレルギーを持つお子さんの家庭で、校舎改修をきっかけに、隣の地区の学校へやむを得ず転校して通うことになった方なんですけれども、保護者が車で主に送迎していると聞いています。体調によっては登校日が、それは体調のことなので仕方ないんですけども、基準の 11 日に満たないことも、助成が受けられないこともあると聞きました。アレルギーを持つお子さんのご家庭の負担というのは、定例会でお話をお伝えしたとおり、いろんな負担を強いられている実態があります。学校は基本的には休まず登校できるのが望ましいと私も思いますけれども、こういう事情に配慮した助成要件に見直すことはできないのか、見解を伺います。

大迫委員長

櫻井学校教育課長。

櫻井学校教育課長

まず、不登校の児童生徒の健康診断についてお答えさせていただきます。不登校の児童生徒も当然、学校保健安全法に基づいた健康診断を受けることが必要になっております。ですが、通常の内科健診ですとか、心臓健診は、全て学校でしか今のところできておりません。ただ、その中でも尿検査は、これは器具を児童生徒に配付して、それを業者のほうで回収をして、ということになって、配付から回収までの間に、比較的時間的な余裕もありますので、そういった器具をみらい塾に通っているお子さんについては、みらい塾を通じて配付し、可能であれば回収し、それを学校に届けてということで、尿検査を受けられる体制になっています。ですが、それ以外のみらい塾にも来られていないお子さんについては、確かに健康診断は受けられていないという状況になっています。

通学費の助成についてですが、今委員がおっしゃられたとおり、今現在の交付要綱の中では基準の日数に満たない方については支給の対象としないという要綱になっておりますので、支給はできていません。ただ、その理由がアレルギーによるものなのか、何によるものなのかというところ。それと、あくまで千円ですとか、1400円という、通学費の基準についても、月20日なりというものを変わるとした場合、必要となるガソリン代の一部ということの計算過程を経て、今のところ交付の支給金額も決めさせていただいておりますので、そういった個々の事情のほうを今のところは汲む内容にはなってございません。いろいろな事情があって学校にこられないお子様はいらっしゃるかと思いますので、今後どういったことができるか研究してまいりたいと思います。

大迫委員長

富田学校給食センター長。

富田学校給食センター長

食に関する指導の推進事業の事業内容についてですが、各学校に栄養教諭が訪問して、授業の中で食育に関する授業、食の内容に関する授業を行うほか、給食センターにバスで各学校から来ていただくということがありまして、その中で給食センターで行っている調理の見学ですとか、あるいは実際に使っている調理器具を見ていただいて理解を深めていただくという授業をしています。

また、事業費の細かい内容ですが、食指導に関する参考冊子等の購入ですとか、指導の為の、例えば色上質紙ですとか、そういういろんなものを作るための物品の購入に充てているものです。以上です。

大迫委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

私のほうから 2 点答弁させていただきます。まず、学校図書ですが、購入額ということで、総額で 872 万 6765 円、それが各学校と図書センターも含めてその分の予算が学校の図書費ということです。

2 点目のご質問ですが、芸術鑑賞事業の 7 事業の内容については、北広島寄席ということで寄席をやっています。そのほか、夏の夜のホワイエコンサートということでギターのソロライブ、和太鼓松村組の公演、札幌交響楽団の公演、あとはお芝居「そして母はきれいになった」が、高橋恵子さんに来ていただいた演劇です。「南阿佐ヶ谷の母」につきましては、宇梶剛士さん等に来ていただいた公演です。その他、秋川雅史さんのコンサート、これは中学校の合唱部の皆さんとコラボレーションして行った事業で、以上 7 事業です。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

今、図書の購入金額を説明いただいて理解しました。決算の資料のほうの、財源内訳欄に、図書購入寄附金の寄附金として、142 万 6 千円と記載があります。これは当初予算の枠の中で購入した寄附金分としては、これは不用額となるのか、それとも図書購入は当初予算で購入する分に加えて、寄附金をいただいたから、またその分多く購入したということに理解するものかその辺を教えてください。

それから、舞台芸術鑑賞事業で、たくさんの市民の方が利用されたことと思います。こちらの事業を選考する過程があったかと思うんですけども、その選考基準などはどのようなになっているのかお伺いします。

それから、通学費支援事業で、櫻井課長のほうからお答えいただきましたが、やはりアレルギーのお子さんを持つご家庭の負担というところ、やはり病院受診費なども障がい者のようなくりの助成も受けられず、負担を抱えられているという事情に配慮していただける、そして通学支援という、一番毎日の身近なことの助成は受けられるように検討を進めていただきたいなど、これは要望で終わります。以上です。

大迫委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

寄附金でいただいた 140 万超のお金ですが、随時寄附をいただいた段階で補正をして、歳入として、歳出の項目として当初の予算に寄附でいただいた分を上乗せして図書を購入していますので、市民の皆さんからいただいた善意はそのまま意向に沿って学校のほうに

図書という形で配分しています。

1つ目のご質問で、先ほどの7事業の選考は、ということですがけれども、芸術文化ホールにおいては当初から市民の皆さんとのパートナーシップによる運営ということで、進めております。運営委員会の皆さんとともに、あらゆるチラシ等が、関係するところからいろんな情報がまいります。また、北海道文化財団で行っている舞台芸術フェアがあります。その中で、研修として運営委員の皆さん、あるいは私どもも一緒に行く中で来年度についてはどのような事業がいいのか、もちろん音楽・演劇・その他の芸能、バランスを取りながら市民の皆さんにあらゆる角度から多彩な内容のメニューを提供することによって、皆さんに鑑賞していただくような機会を設けていきたいと思っています。そのような形で、市民の皆さんとともに決めさせていただいて、また、内容についてはアンケート等で評価させていただいているところです。以上です。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

図書のほうの寄附の扱いについては理解しました。

舞台芸術鑑賞事業について、選び方というか、考え方です。北広島にお住いの芸術文化音楽も含めまして、アーティスト活動されている方もいると思うんです。そういう市民アーティストの方の活動も応援するっていうところでは、地元のホールで発表できる機会、選考する際にそういう視点も盛り込んでいただければと思いますので、これは要望としてお伝えします。以上で終わります。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

学校教育のところと、生涯学習のところと分けて何点かお聞きしたいと思います。まず、学校教育の点なんですけれども、1つは小中学校の周辺整備環境ですね、決算書では207ページで、施策報告では28ページです。これは小中学校のさまざまな備品、周辺の環境整備を行う事業ですけれども、教育委員会の点検評価書を見ますと、近年の予算では、計画どおりに進んでいないということで、評価としてはCがついておりまして、整備計画の整備率は57.1%というふうになっております。これについて、どういうふうに考えていくのか。28年度からこの辺の評価経過に基づいて、整備計画に基づいた予算の措置というのはされているのでしょうか。このままでいくと、整備状況というのはきちんと整備されていくのでしょうか。そこら辺のところをまず1点目にお聞きしたいと思います。

2つ目は、学校図書館の活用事業です。図書館の活用については学校司書さんが配置されて、いろいろ取り組みを進められているということですが、図書の出し入れもさることながら、学校の授業での図書館の活用というのは、具体的にどのように進められているのでしょうか、そのところをお聞きしたいと思います。

それから3つ目は、食に関する指導の推進事業ということで、食育教育、先ほどの質問に対する答えがございましたけれども、実際の教育委員会の点検指標を見ますと、全学校63学級で年に1回1時間実施するというようになっておりますけれども、実施率は77.3%ということです。全ての学校で1時間食育をやっていないところが2割以上あるというふうに捉えると思うんですけれども、実施率については26年度からは上昇しておりますけれども、そこら辺の実施率についての課題があるのでしょうか。なぜそういうところが100%実施されていないのか、そのところを教えてくださいたいと思います。

それから4点目は、コミュニティスクールの導入促進調査研究事業というのが、決算書199ページ、施策報告では29ページということで、コミュニティスクールの導入促進の調査研究を実施しているということなんですけれども、27年度においては具体的な調査研究というのはどういうことをされて、どこまで検討が進んでいるのか、教えてくださいたいと思います。

それから、生涯学習のほうなんですけれども、1つは元気フェスティバル、生涯学習をやった具体的な成果を発表していくという事業なんですけれども、決算書で221ページ、施策報告で31ページに出ておりますけれども、これについては参加団体、一般の参加人数について、それぞれ25年からずっと下がってきております。参加団体については、平成25年が65団体なのが、26年度では62団体になって、平成27年度では54団体。参加者については25年度4千人、入場者あったものが、26年度は3500人。27年度は3千人に減っているというふうに評価されているわけなんですけれども、これについては具体的にどういうふうに、参加人数の減少というものを捉えているのか。昨年の決算委員会でもこの問題を取り上げて、事業の実施にあたって参加団体等の意見を聞きながらいろいろ良い事業をやっていくというような答弁だったと思うんですけれども、そこらへんの参加団体とのいろいろな意見なんかを具体的にどういうふうに反映させて、この事業の取り組みに生かしているのかというあたりをお答えいただきたいと思います。

それから、図書館の運営経費です。決算書で225ページ、施策報告では31ページになりますけれども、図書館の入場者については、利用者については徐々に増えてきているということで、いいことだと思っておりますけれども、運営の質のほうも改善されてきていると思うんですけれども、図書館運営協議会の資料を見ますと、図書館のモニター制度というのを実施しているということです。このモニター制度の、具体的にどういうふうに行っているのか。その中でどのような意見が出て、それが運営にどのように反映させているのかというのを聞かせいただければと思います。

もう1つは、生涯学習支援情報システム事業です。これは決算書で225ページで、施策

報告では 31 ページなんですけれども、これは主に生涯学習施設の予約システムが中心になるかと思うんですけれども、これについては私もいろいろ使っているんです。非常に使い勝手が悪いといいますか、仮予約システムとかいろいろあるんですけれども、きちんと機能しないということもありますし、施設間でも対応がバラバラになっているというような状況で、このへんの情報システムの活用について改善すべきだと思うんですけれども、その点についてお聞かせ願いたいと思います。以上です。

大迫委員長

櫻井教育部次長。

櫻井教育部次長

私のほうから、小中学校の周辺環境整備事業についてお答えしたいと思います。小学校の周辺の環境整備事業、点検票に書かれているように、舗装ですとかフェンス、物置等の学校周辺の施設整備。市内 14 校ございまして、各学校で、「特にここは直してほしい、変えてほしい」ということを次の年の予算編成に向かって担当が各校を全部回りまして、聞き取りを行いながら、さらには予算要望委員会等も経ながら実態を把握しています。ただ、14 校ありまして、金額の大きいもの、1カ所 300 万かかるところもあれば、10 万、20 万というところもあります。それも限られた予算の中で取捨選択をしながら、緊急性ですとか、特に安全性を一番のポイントにしながら、随時行っているのが現状です。完全に学校の要望に全て応えきれていないということで、少し謙虚な表現になっていますけれども、出来る限りのことはやっているつもりです。さらに、近年、地元で工事をされる企業ですとか、地元企業の方々が社会還元ということで、学校周辺の舗装、駐車場の線を引きますよという申し出があったりするものですから、そういうものも活用して随時創意工夫しながらやっているのが現状という形になっております。以上です。

大迫委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

それでは 3 点答弁させていただきます。まず、学校図書館でのいわゆる授業での活用というご質問でしたけれども、私どもの学校図書館の中で、授業で活用されるということは非常に大事なことだと認識していますので、その中の取り組みの内容としては、1 つは民族音楽、そういう内容での資料を図書館で調べたという実績等もあります。また、職業とか仕事についての内容を調べたり、先住民族の服装について調べるといった内容、修学旅行にあわせてですとか、仕事場の見学に行く場合に事前の調査をしたり、その他音楽、家庭科の事前の調べものという形での活用が主です。また、学校祭でのいろいろな形での参考

文献をそちらからとるとか、修学旅行等での事前の調査です、そういう内容でも活用されているという実績が報告されています。以上の内容が学校の授業等での活用の内容、報告されている内容です。

2つ目ですけれども、図書館での利用モニターということの内容でしたが、ご存じのとおり、図書館のカウンター業務については一部委託業者をお願いしている状況があります。当然、私たちも職員として、そういう内容でしっかりとした対応ができるように協議させていただいているところですが、利用者の代表として客観的な目で見ただけのような項目としては、電話の対応、館内の様子、書架や配架の状況、勤務態度や、カウンターでの対応、いわゆる調べもの等でいうレファレンスの対応、その他感じたことということで、多岐に渡る内容をこちらのほうからモニターさんのほうに提示をさせていただいて、その内容についてご報告をいただいています。当然、職員については、どのような観点で、いつこの図書館にモニターが来て調査しているかというのは、知りえない状況でやらせていただいています。ですので、報告をいただいた内容については、職員へ伝えて内部で調整をさせていただいて、指導すべき内容、改善すべき内容については、委託業者と協議をさせていただきます。また、お褒めの言葉もたくさんいただくことがあります。そういう対応をしていただいた方には、その内容についても、「とてもいい対応をしていただいております」ということで、打ち合わせのテーブルの中で業者の皆さんとはお話をさせていただいているところです。

3点目、予約システムの関係ですが、こちらのほうは導入後、5年ごとに更新をしています。ハード的な面もありますし、当然言われたようにもう少し使い勝手のいいシステムはどのようなものなのかという形で、多くの市民の皆さんからのご意見をいただくなかで、カスタマイズするために、5年ごとの更新をしていますので、そういう要望があればその中で反映できるものにつきましては反映していく形で進めていくと考えています。

大迫委員長

富田学校給食センター長。

富田学校給食センター長

食に関する指導の77.3%という数字ですが、これは栄養教諭が実際に学校に行って授業した日数となっていて、他に学校では保健体育とか家庭科の授業等で食育に関する授業を行っています。

また、栄養教諭の配置に制限がある中で、学校給食の時間等を通じて、各教室に入っていく、今日の給食に関する内容とか、食材に関することとかを児童生徒にお伝えしているところです。

大迫委員長

吉田社会教育課長。

吉田社会教育課長

元気フェスティバルの関係についてお答えします。基本的に生涯学習の考え方は、自らが主体的に学んで、それで学んだ成果を地域や生活に生かしていくということだというふうに認識しています。そういう意味においては、この元気フェスティバルというのはさまざまな学んだ成果を生かす場として貴重な事業であると認識していますが、質問にありましたとおり、年々参加団体が減っているというような状況にあります。今年度も48団体で、昨年よりも減っているという状況にあります。そんな中で、実行委員会を通しまして、昨年からのアンケートをいただいたり、実行委員会の中でどうして減っていくのか、お客さんの数も増やすためにどうしたらいいのかということも議論させていただきました。28年度については、なんとか盛り上げるための部会を作って、それぞれ自分たちがやられている発表のクオリティが高くなってきているというか、一つひとつの団体の発表がよくなっているんですが、一番ダメなのが、全体としての繋がり、全体としての盛り上がりには欠けるのではないかとこの観点から、盛り上げ部会というものを設け、自分のところではなくて全体を盛り上げるための工夫を実行委員の中で自らやってみようということで、取り組ませていただきました。その結果、オープニングの華やかさが欲しいとか、終わり方がだらだらと終わってしまうので、しっかりとみんなに一日の成果がわかるような終わり方にしたいとか、外のイベントが欲しいとか、いろいろ意見が出されたところです。本年度のオープニングでは5百個の風船を落としたり、外ではタンDEM自転車という2人乗りの自転車、公道ではなかなか走れないのですが、体育館の敷地内で走るイベントをしたり、スタンプラリーを通して、会場内をお客さんが周遊していただけるような取り組み、さらには最後のフィナーレでは、クロージングビデオといいまして、元気な笑顔のビデオということで、当日の朝からイベント最中の、来てくれるお客さんたちの笑顔を取り続けて、最後それを編集して、フィナーレで流すと。3分くらいの映像でしたが、非常に心温まる映像になったと思います。こういったことを実行委員自らが考え、工夫していく、そういったことによってより参加団体が増えることにつながったり、参加人数につながったりということになっていくのではないかなと思っています。今年は参加団体は減ったのですが、昨年と同じ来場者数ということになっていきますので、これからまたいろんな工夫をしながら努力していきたいと考えています。

大迫委員長

河合学校教育・小中一貫担当主査。

河合学校教育・小中一貫担当主査

コミュニティスクールの質問に対してお答えします。コミュニティスクールは、市内の西部小学校、西部中学校を学校運営協議会の設置校として、平成 25 年 4 月に指定しています。両校の運営協議会からなる、西部コミュニティスクール委員会において地域の中核である学校に、家庭と地域が双方向に関わることによって、学校だけでなく地域全体が活性化することを目的とした活動を展開しています。27 年度の具体的な取り組みは、コミュニティスクール委員会において、年 4 回開催される委員会の中で、各委員の中の熟議や共同の話し合いのもとで、さまざまな事業を進めています。さらに、地域での農業体験をやったり、合同の防災訓練をやったり、そういったことを進めていくとともに、あわせてコミュニティスクールの普及に向けた活動を展開していき、他市町村からの視察の受け入れを行ったり、全国 CS 研究大会への参加を通してコミュニティスクールの普及に向けた活動を展開しています。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

周辺整備については、各学校の要望を予算の範囲内でやっていることなんですけれども、57.1%の実施率というのは、毎年の要望に対して、具体的に予算の範囲内で実施したら、おおむね 6 割ぐらいの実施ですよということなのではないでしょうか。27 年度から新しく指標化されたということなのなんですけれども、そういう理解でいいのでしょうか。

大迫委員長

櫻井教育部次長。

櫻井教育部次長

今回新たに出ました 57.1%は、平成 27 年度に実施の予定をしていた中で、予算の額的な部分もありまして、6 割程度の実施率という数値になっております。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

ぜひ、この学校周辺の環境整備の予算、各学校から出されている要望なので、緊急とか、そういうところあると思いますけれども、ぜひ予算を要望に合うような形でつけていただきたいということ。1つの考え方というのは、基金化するとか、寄附とか、先ほど地域の

企業の方がいろいろやっただいていてというのもあるので、地域のいろんな善意などを活用しながら整備を進めていくというようなことも考えていただきたいというふうに思います。これは要望です。全体的に事業としては、いろいろ取り組まれていることもあると思うので、私どももまた、それぞれの中身を見ながら、予算の増額に向けて、要望してまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

大迫委員長

ほかに質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶものあり)

大迫委員長

以上で、教育費の質疑を終わります。
暫時休憩いたします。

休 憩 13 時 49 分
再 開 13 時 50 分

大迫委員長

休憩を解き、再開いたします。
次に、下水道事業特別会計の質疑を行います。
質疑ある方いらっしゃいますか。山本委員。

山本委員

下水道については、事業の経営の指標について、いくつかお聞きしたいんですけども、事業の収益性を示す、費用対収益である、収益的収支比率、これは過去の経営指標を見ますと、平成 22 年から傾向的に悪化してきておりますけれども、27 年度実績がどうなっているのか、昨年度からの増減を含めて教えていただきたいのと、傾向的に悪化してきている原因を教えていただければと思います。

2 つ目は、実際の経費の回収率なんですけれども、汚水の処理費用と、下水道料金の比率でみる、経費回収率なんですけれども、これも資料から見ると平成 23 年からずっと悪化してきております。これについても悪化してきている原因と 27 年度実績について教えていただければと思います。

それと、関連するんですけども、汚水処理の原価費用、年々高くなっておりますけれども、汚水処理原価が高くなってきている原因と、平成 27 年度の実績を教えていただければと思います。

3 つ目は、設備に関してなんですけれども、下水管と下水設備の老朽化の現状、どうなっ

ていますでしょうか。耐用年数を超えている下水管及び下水設備の老朽化の現状について教えていただければと思います。

大迫委員長

藤縄下水道課長。

藤縄下水道課長

まず、経営指標に関してですが、ご質問のありました収益的収支比率についてですが、平成 27 年度の値については、昨年度より約 4%上がりまして、93. 67%となっています。この費用については、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で総費用に地方債の償還金を加えた費用をどの程度まかなえているかというものを表す指標であり、これについては、平成 27 年度は前年に比べ、上昇している状況となっています。過去、この値については若干ポイントを下げていましたが、いずれの年度につきましても、同程度の事業体に比べると、良好な値を示していきまして、今後もこの指標に関しては注視していきたいと考えています。

また、経費回収率は、23 年度をピークに若干低下の兆しがありましたが、27 年度は前年に比べ 4%程度上昇して、93. 33%となっています。これについては、料金収入が 27 年度に上昇したことがその理由と考えています。

次に、下水道施設の老朽化についてですが、管路については、現在のところ、法的耐用年数の 50 年を経過している管路はありません。また、下水道処理センター等の施設に関しましては、平成 27 年度に長寿命化計画を策定して、28 年から平成 32 年までの間に修理すべきかどうかという、319 点について調査した結果、219 点について改築・更新を行う予定となっています。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

27 年度に料金収入が増加したということ、ずっと低下傾向にあったものが 27 年度、経費回収率については 4 ポイントくらい上がっているということなんですけれども、料金収入が今回大幅に、27 年度に大幅に上がった主な原因というのはどういうところにあるのでしょうか。

2 つ目に、下水道の下水管の老朽化については、まだ 50 年以上の、耐用年数以上のものはないということなんですけれども、下水設備については 319 のうち 219 点が改善していく必要があるということ、結構な数になると思いますけれどもこの具体的な整備計画というものは、先ほどの長寿命化計画の中で、具体的に耐用年数の更新時期を増やしていく

ものとか、変えていくものだとか、そういうものの分類の結果、219点を改善していくっていう風に理解してよろしいのでしょうか。そこら辺のところの今後の設備計画について、もうちょっと教えていただければと思います。

大迫委員長

藤縄下水道課長。

藤縄下水道課長

経費回収率は、下水道使用料を汚水処理費で割ったことによって計算する指標となっています。下水道使用料は、27年度、家庭用は若干減少しましたが、大曲と輪厚工業団地への企業進出がございまして、それによる収益増がなされたことが1つ。それからもう1つは、汚水処理費の中に過去の起債償還が含まれており、この起債償還が進んで、要は借金ですが、借金がだいぶ減ったことによって経費回収率が上がったと考えています。

処理場の設備の更新についてですが、処理場にはおよそ2千点の施設があります。そのうち28年から32年までの5年間で、およそ修繕すべき対象と思われた319点について長寿命化計画を策定し、その中の219点については、改築・更新をするべきで、それなりに健全度が落ちていると結果になっています。年次計画についてはその時点での健全度、施設の重要度、緊急度、そのようなものを総合的に勘案して毎年度予算を組みながら、北海道との交付金の申請の中で順序を決めて実施することとしています。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

具体的な設備の計画ですけれども、おおむね、いくらぐらいの整備が見込まれるという風に試算されているのでしょうか。トータルも含めてですけれども、何力年ぐらいで整備するという形になるのでしょうか。

大迫委員長

藤縄下水道課長。

藤縄下水道課長

長寿命化計画は28年から32年までの5年間ということでご説明申し上げましたが、この期間の216点。申し訳ございません。先ほど219点と申し上げましたが、216点の間違いでした。それについては、総額で約28億円位を想定しています。ただ、この28億円に関しては、予想される更新を全て実施した場合であり、現実的には予算がそれだけ用意でき

るかどうかというのもまだ不確定な部分もありますので、先ほど申しあげましたように、健全度、重要度、緊急性、そういうものを勘案して、予算の範囲内で実行することになりますので、一応、5年間の総額として28億円という計画を立てているということです。

大迫委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

大迫委員長

これで下水道事業特別会計の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 14時01分

再 開 14時03分

大迫委員長

休憩を解き再開いたします。

次に、議案第18号 平成27年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑ある方いらっしゃいますか。山本委員。

山本委員

水道事業について何点か質問します。下水道事業と似ているんですけども、1つは事業の収益性のところについては、決算審査の委員会のほうで、水道事業の2ページ目に、営業収益とか、経常利益とか、費用が載っております。それを見ますと、営業収益については11億6007万円、営業費用が12億469万円ということで、営業収益については赤字になっているわけですが、経常収益については収益が12億8912万円で、経常費用が12億3480万円ということで、黒字になっているわけです。これは、営業外収益等が貢献していると思うんですけども、主にこの経常収益に貢献している費用についてはどのようなものがあるのか、また、その営業外収益については27年を見ますと、808万円も減少しているということなんですけれども、この現象の主な理由を教えてください。

それから、営業収益が大きく悪化している原因としては、千歳川系の受水費による負担が平成27年から非常に大きくなってきていると。シューパロダムを受水費用がかなり経営を圧迫してきていると思うんですけども、これについては今後、経営上どう見通し

なのか。営業費用をどんどん悪化していく可能性があるのかどうかというあたりと、そこから辺の営業収益を改善するための方策というものを考えられているのかどうかというところをまずお聞きしたいと思います。

2 つ目は、設備の更新ですけれども、給水管と給水設備のそれぞれの耐用年数を超えた、いわゆる経年化ですね。経年化の管路率、平成 26 年は 7.3%ということでしたけれども、給水設備のほうは、平成 26 年で 95.5%ということで、給水設備については 95%以上が耐用年数を超えているという状況にあるわけですね。これは平成 27 年度については、現状としてはどういう風になっているのでしょうか。

大迫委員長

遠藤業務課長。

遠藤業務課長

まず初めに、損益計算書についてですが、山本委員の言われたとおり、本年度は営業収支については、損失という形になっていますが、この大きな要因は千歳川系の受水費が新たに発生している事から、4,400 万の営業損失が生じているところであります。ただ、収益に関していいますと、給水人口が毎年度減っていますので、給水収益は右肩下がりとなっていますが、平成 27 年度については昨年度並みの収益を維持しているという状況です。また、その他営業収益で、加入金及び手数料が予算よりも 600 万円ほど増えているという状況となっています。なお、経常損失の 4,400 万がありますけれども、最終的に決算で利益が出ている主な要因は、特別利益で、退職給付引当金の戻し入れがあったことによるものです。

今後の見通しですが、受水費については、企業団との取り決めを行って間もないことから、近々には変えることはできませんが、千歳川系の受水が開始されてから、3 年前後をめぐりに受水単価を見直すこととしていますので、平成 28 年に企業団の決算が出たのち、平成 29 年度以降にこの受水単価について協議を進め、平成 30 年には受水単価の見直しを行う予定であると伺っています。

大迫委員長

橋本水道施設課長。

橋本水道施設課長

配水管及び施設の経年化率というご質問ですけれども、水道事業として公表しているものが、配水管の 40 年経過率と水道施設の経過年数と耐震化率ですので、それを答えさせていただきます。

配水管の 40 年経過率については、平成 27 年度末で約 443 キロのうち 40 年以上が経過し

ている配水管の延長は44キロで、全体の9.9%になっています。緑葉配水区域と、輝美配水区域で、40年経過管が集中しており、敷設延長は約41キロで、40年経過管の約94%を占めています。

次に水道施設の配水池などの経過年数と耐震化率ですが、最も古い輝美配水池で平成27年度末で43年、緑葉配水池で42年経過しています。土木建築構造物では、法定耐用年数の50年を超える施設はありませんが、機械・電気・計装設備では、耐用年数を超える施設が増加しています。供用されている水道施設の耐震化率は、水道管理センター、受水地、配水池等、11施設のうち、耐震性能が確保されている施設は9施設で、耐震化率は82%となっています。

大迫委員長

遠藤業務課長。

遠藤業務課長

先ほどの補足になりますが、もう1つ大きな要因は、営業外の収益で、1億2千万円の長期前受金戻し入れがあります。新会計制度で新しく導入された収益で、現金収入は伴いませんが、過去にもらった工事負担金等の戻し入れ収益で、この金額が全体に占める割合がかなり大きいので、最終的には利益が出ているという状況になっています。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

1つは企業団との受水単価の見直し、これは28年度の実績に基づいて29年度に見直すということなので、これからそこら辺のところが出てくると思うんですけども、過去にも企業団の受水単価については2回下げてきてもらっている実績があります。ぜひ、これは今後の経営を圧迫する最大の要因になるので、周辺の企業団の加盟している自治体とも連携しながら、受水費用の見直しについてはぜひ実施していただきたいなと思います。

それとも関係するんですけども、耐用年数の経年化率を見ますと、非常に、管路については約9%、1割くらいという状況ですけれども、設備に関しては非常に高い経年化率だということで、これは私も全て見ているわけではないんですけども、市のほうで作ったアセットマネジメントの今後の設備改修の費用の状況を見ますと、このままでほっとけば、結構早めに費用の増加が見込まれて来るとような状況なんで、全体の費用のこういう風にマネジメントしていくのかというあたり、もう一度きちんと精査してやっていく必要があると思うんですけども、そこら辺のところについて見解をお伺いします。

大迫委員長

橋本水道施設課長。

橋本水道施設課長

委員の言われますとおりに、施設関係の経年劣化率は年々上昇していく状況になっています。水道事業としては、機械・電気・計装などの今後の見通しについては、各施設の設備は修繕計画に沿った形で各部品の交換などを行い、更新時期の延命を図っていますが、部品の供給が停止になる可能性もあることから、現在策定中の水道施設更新計画策定委託の中で配水池の統廃合を含め、機械・電気・計装設備の更新を行う方向で計画を策定することとしています。

大迫委員長

ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

大迫委員長

以上で議案第 18 号の質疑を終わります。

以上で当分科会の審査の全日程を終了いたしました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会委員長への審査経過の報告については正副委員長に一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

大迫委員長

ご異議なしと認めます。正副委員長に一任と決しました。

なお、総括質疑を行う委員については通告書を 10 月 21 日午後 3 時までに事務局へ提出願います。

以上をもちまして、決算審査特別委員会建設文教分科会を閉会いたします。長時間お疲れ様でございました。

14 時 18 分 終了

委員長